五管区水路通報第32号

(707項 - 744項)

		(101項 - 144項)	
平成19年 8月			第五管区海上保安本部
=======			= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
		足摺岬南方(リマ海域及び付近)	
	国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	・射爆撃訓練
		潮岬東方・・・・・・・・・・	
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第713項 四国		足摺岬南方(リマ海域及付近)	
第714項 本州	州南岸 歌山下津港	田辺港、第1区・・・・・・	• 犬埞柴垣上事
		外港・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		外港・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		地ノ島付近・・・・・・・・・・	
	判/官 克洪付:后,,,,	第 2 区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·烟下门下来 。無纯专位信品低一時类数体中
	吸港 阪港	堺泉北区、第6区・・・・・ 大阪区・・・・・・・・・	↑扬工化未 。水效测量
		大阪区、第1区・・・・・・	
		大阪区、第4区・・・・・・・	
		大阪区、第5区・・・・・・	
		内港航路及び付近・・・・・・	
		内港航路及び付近・・・・・・	
		内港航路付近・・・・・・・	
		大阪港付近・・・・・・・・	
		第1区・・・・・・・・・	
		第2区・・・・・・・・・	
第731項 尼山		第2区・・・・・・・・・	
第732項 尼崎	崎西宮芦屋港	第2区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ヨット講習会
第733項 尼崎	崎西宮芦屋港	第2区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ヨットレース
第734項 尼崎	崎西宮芦屋港	第3区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ヨットレース
第735項 神原	戸港	第1区・・・・・・・・・・	・航泊禁止
第736項 淡路	路島	浦港南方・・・・・・・・・	・観測機器設置作業
		洲本港・・・・・・・・・・	
第738項 神戸	^戸 港西方至る東播	磨港東部・・・・・・・・・	・水路測量
		八木港南方・・・・・・・・	・ヨットレース
		男鹿島南東方・・・・・・・	
		男鹿島至る家島・・・・・・	
		甲浦港南西方・・・・・・・	
		室戸岬北西方・・・・・・・	・水路測量
第744項 海區	図改版		
=======	= = = = = = =	=======================================	=======================================

海上保安庁水路通報第33号

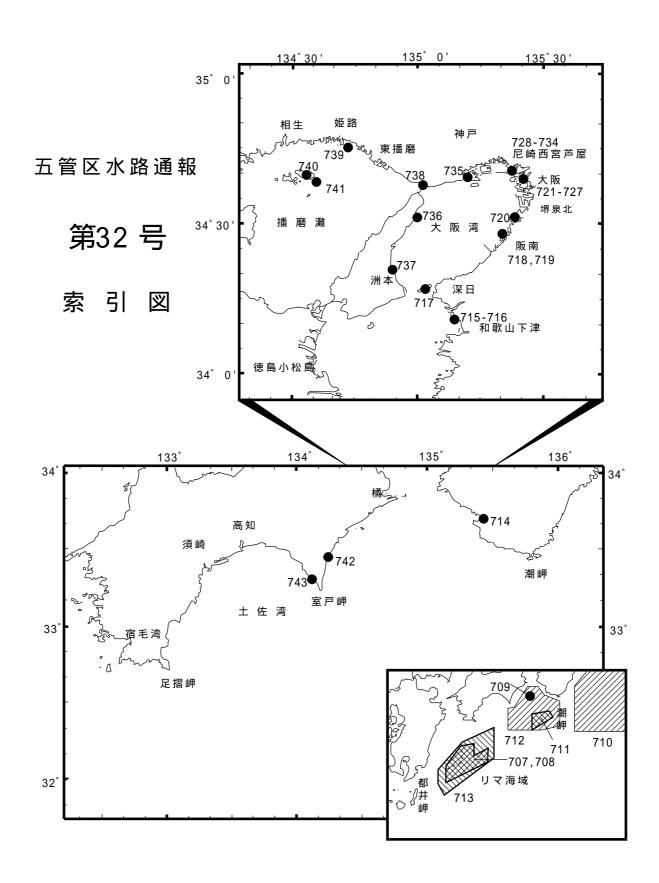
海図の改補(小改正)のお知らせ(

(8月17日発行)掲載分

海域	改正内容	該当海図	項
和歌山下津港、下津区	係船浮標撤去	W1144	1096

詳細については、海上保安庁水路通報の各項をご覧ください。 また、インターネットでも提供しています。

URL http://www1.kaiho.mlit.go.jp/



五管区水路通報及び水路図誌に関する問い合わせ先

第五管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号 TEL (078)391-6651(内線 2515、2516)

神戸第2地方合同庁舎(9階) FAX (078)332-6307(自動受信)

FAXによる五管区水路通報提供サービス

(078)332-6307 ・・・・・・最新号[ポーリング受信式]

URL http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm

```
19年707項
                  四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 射撃訓練
自衛隊航空機による空対空射撃訓練が実施される。
期間
       平成19年9月1日~29日(日曜及び祝日を除く)
       (区域1)0700~1900、(区域2)0600~1800
区域1
       5地点により囲まれる区域
            (1) 32-03-13N 132-37-51E
            (2) 31-38-13N 132-37-51E
            (3) 31-25-13N 132-07-51E
            (4) 31-30-43N 132-09-21E
            (5) 32-00-13N 132-34-51E
区域 2
       8地点により囲まれる区域
            (1)
               32-09-13N 132-59-51E
            (2)
               31-48-13N 132-59-51E
            (3) 32-02-13N 133-29-51E
            (4) 31-42-13N 133-29-51E
            (5) 31-04-13N 132-07-51E
            (6) 31-25-13N 132-07-51E
            (7) 31-38-13N 132-37-51E
              32-01-43N 132-37-51E
            (8)
海
       W 1 5 7
出所
       防衛省航空幕僚監部
          四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 射爆撃訓練
19年708項
自衛隊航空機による空対水射爆撃訓練が実施される。
       平成19年9月3日~21日(土曜、日曜及び祝日を除く)の0800~1700
区 域
       下記10地点により囲まれる区域
            (1) 32-09-13N 132-59-51E
            (2) 31-48-13N 132-59-51E
            (3) 32-02-13N 133-29-51E
            (4) 31-42-13N 133-29-51E
            (5) 31-04-13N 132-07-51E
            (6) 31-25-13N 132-07-51E
            (7) 31-30-43N 132-09-21E
            (8) 32-00-13N 132-34-51E
            (9) 32-03-13N 132-37-51E
            (10) 32-01-43N 132-37-51E
海
  図
       W 1 5 7
出所
       防衛省航空幕僚監部
                  紀伊水道南方 射擊訓練
19年709項
蒲生田岬南方において巡視船艇による射撃訓練が実施される。
       平成19年9月7日(予備8日)の0830~1700
区域
       33-29.6N 134-48.8Eを中心とする半径5海里の円内
備考
       巡視船艇は「UY」及び「NE4」旗を掲揚、紅色閃光灯を点灯
海 図
       W 7 7 ( J P 共 )
       六本部警備救難部
                  本州南岸 - 潮岬東方 救難訓練
19年710項
自衛隊航空機による救難訓練が実施される。
        平成19年9月3日~28日(土曜、日曜及び祝日を除く)の0800~2100
期間
区 域
        6地点により囲まれる区域
            (1) 34-38-12N 137-29-49E
            (2) 34-38-12N 137-59-49E
            (3) 34-25-12N 138-29-49E
            (4) 32-40-13N 138-29-49E
            (5) 32-40-13N 136-09-50E
            (6) 33-47-12N 136-09-50E
使用火工品 キャンドルライト、スモークライト、マリンマーカー及びシーマーカー
        W 6 1 B
海図
出 所
        航空自衛隊浜松救難隊
```

19年711項

紀伊水道南方 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

期 間 平成19年9月3日~28日(土曜、日曜及び祝日を除く)の0800~2100

区 域 4地点により囲まれる区域

- (1) 33-03-00N 135-22-00E
- (2) 32-53-00N 135-30-00E
- (3) 32-33-00N 135-01-00E
- (4) 32-56-00N 135-01-00E

使用火工品 照明筒吊光、信号筒、信号発煙照明筒、目標弾、フレア

海 図 W157

出 所 航空自衛隊新田原救難隊

4 0 ケラ 4 2 15 パカルギナナ おサガル

19年712項 紀伊水道南方 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

期 間 平成19年9月3日~28日(土曜、日曜及び祝日を除く)の0800~2100

区 域 9地点により囲まれる区域

- (1) 33-46N 134-45E
- (2) 33-46N 135-08E
- (3) 33-30N 135-22E
- (4) 33-24N 135-45E
- (5) 32-44N 135-52E
- (6) 32-26N 135-00E
- (7) 32-26N 134-00E
- (8) 33-10N 134-00E
- (9) 33-10N 134-13E

使用火工品 マリンマーカー、フロートシグナル、ボールマーカー

海 図 W 7 7 (J P 共) - W 1 5 7 出 所 海上自衛隊小松島航空隊

19年713項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。 期 間 平成19年9月3日~28日(土曜、日曜及び祝日を除く)の0800~2100

区 域 6地点により囲まれる区域

- (1) 32-35-50N 134-00-00E
- (2) 31-52-55N 134-00-00E
- (3) 30-48-13N 132-22-51E
- (4) 31-04-13N 132-07-51E
- (5) 31-23-13N 132-07-51E
- (6) 32-09-13N 132-53-51E

使用火工品 照明筒吊光、信号筒、信号発煙照明筒、目標弾、フレア

海 図 W157

出 所 航空自衛隊新田原救難隊

.....

19年714項 本州南岸 - 田辺港、第1区 突堤築造工事

田辺漁港において潜水作業を伴う起重機船による突堤築造工事が実施されている。

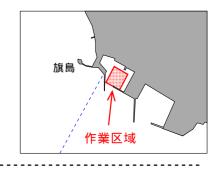
期 間 平成19年12月17日までの日出~日没

区 域 33-43-08N 135-22-53E付近(付図参照)

海 図 W74

3 2 号

出 所 田辺港長



3 2号

19年715項

和歌山下津港 - 外港 救難訓練

五管区水路通報19年31号692項削除

和歌浦において救難訓練が期間を変更して実施される。

期 間 平成19年8月30日の1130~1400

区 域 34-10.7N 135-09.4Eを中心とする半径50mの円内

標識訓練参加艇は「UY」旗を掲揚

海 図 W1143

出 所 和歌山下津港長

19年716項 和歌山下津港 - 外港 防波堤延長工事

外防波堤西方において、潜水作業を伴う防波堤延長工事が実施される。

期 間 平成19年9月1日~平成20年1月31日の日出~日没

区 域 4地点により囲まれる区域

(1) 34-12-43N 135-07-18E

(2) 34-12-46N 135-07-06E

(3) 34-12-56N 135-07-09E

(4) 34-12-54N 135-07-21E

海 図 W1150

出 所 和歌山下津港長

19年717項 友ケ島水道 - 地ノ島付近 救難訓練

巡視艇及び航空機による救難訓練が実施される。

期 間 平成19年9月6日の0930~1600

区 域 34-17.7N 135-03.4E付近

使用火工品 星火信号、紅炎信号、発煙信号等

海 図 W1143-W150A(JP共)

出 所 関西空港海上保安航空基地

19年718項 阪南港 - 第2区 掘下げ作業

阪南4区北防波堤付近において掘下げ作業が実施される。

期 間 平成19年9月6日~11月30日(予備12月1日~14日)の日出~日没

区 域 4地点により囲まれる区域

(1) 34-28-52N 135-20-33E

(2) 34-28-26N 135-20-33E

(3) 34-28-26N 135-20-26E

(4) 34-28-52N 135-20-26E

標 識 掘下げ作業中、上記各地点に作業区域を示す浮標を設置

海 図 W1141(JP共)

出 所 阪南港長

19年719項 阪南港付近 無線方位信号所一時業務休止

大阪航空局岸和田沖無線方位信号所(灯台表第1巻9063.6)(34-29.7N 135-20.7E)は無線局検査に伴い 業務が一時休止される。

期 間 平成19年9月6日1030~1430、18日1100~1300

海 図 W1141(JP共)-W1103(JP共)

出 所 五本部交通部

19年720項 大阪港 - 堺泉北区、第6区 揚土作業

泉大津沖埋立処分場への揚土作業が実施される。

期 間 平成19年9月3日~10月10日(予備11日~25日)の日出~日没

区 域 34-31-23N 135-23-00E付近(付図参照)

標 識 作業船のアンカー位置を示す黄色灯付浮標を2基設置

備 考 作業区域は陸岸から沖へ約70m

海 図 W1110(JP共)

出 所 大阪港長

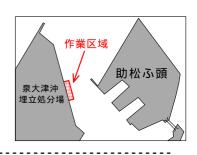


作業区域

中ふ頭

西浜

ふ頭



3 2 号

3 2 号

19年721項 大阪港 - 大阪区 水路測量

測量船「ずいほう」による水路測量が実施される。

平成19年9月1日~30日

区域 34-38N 135-23E付近(付図参照)

標識 測量船は白紅白の燕尾旗を掲揚

W123(JP共)-W1103(JP共) 海 図

五本部海洋情報部 出所



大阪港 - 大阪区、第1区 19年722項 重量物荷役作業

住友電工前面において重量物荷役作業が実施される。

平成19年8月27日(予備28日)の0830~2100

区域 34-40-44N 135-26-09E付近(付図参照)

海 図 W123(JP共)

出所 大阪港長



大阪港 - 大阪区、第4区 19年723項 重量物荷役作業

新木津川大橋東側(中山製鋼所前面)において、重量物荷役作業が実施される。

平成19年8月27日(予備28日~29日)の0700~1730

区域 34-37-38N 135-27-59E付近(付図参照)

海 図 W 1 1 4 8

出所 大阪港長



大阪港 - 大阪区、第5区 19年724項 救難訓練

南ふ頭西方において救難訓練が実施される。

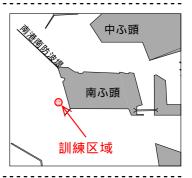
平成19年8月31日の1100~1200

34-36-50N 135-24-01Eを中心とする半径50mの円内 区域

標識 訓練参加船艇は「UY」旗を掲揚

海 図 W123(JP共)-W1146(JP共)

大阪港長 出所



大阪港 - 内港航路及び付近 航泊禁止等

内港航路での潜水探査作業実施に伴い船舶の航泊禁止及び航行制限が実施される。

(当該作業従事船舶及び大阪港長が許可した船舶を除く。)

期間 平成19年9月2日の0700~2000

(予備3日2000~4日0600、4日2000~5日0600)

区域 1 航泊禁止 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-28.2N 135-23-51.2E
- (2) 34-38-26.8N 135-23-52.1E
- (3) 34-38-23.1N 135-23-43.4E
- (4) 34-38-24.5N 135-23-42.5E

区域 2 航泊禁止 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-33.2N 135-24-03.1E
- (2) 34-38-31.7N 135-24-04.0E
- (3) 34-38-28.0N 135-23-55.3E
- (4) 34-38-29.5N 135-23-54.4E

区域3 航行制限 10地点により囲まれる区域(迂回航路)

- (1) 34-38-48.4N 135-24-56.4E(航路角)
- (2) 34-38-19.6N 135-23-51.8E
- (3) 34-38-08.0N 135-23-15.3E(航路角)
- (4) 34-38-23.9N 135-23-09.7E(航路角)
- (5) 34-38-23.1N 135-23-43.4E(航泊禁止区域角)
- (6) 34-38-26.8N 135-23-52.1E(航泊禁止区域角)
- (7) 34-38-28.0N 135-23-55.3E(航泊禁止区域角)
- (8) 34-38-31.7N 135-24-04.0E(航泊禁止区域角)
- (9) 34-38-36.1N 135-24-06.4E
- (10) 34-38-53.9N 135-24-54.0E(航路角)

標 識 航泊禁止区域の外周に黄色灯付浮標を設置

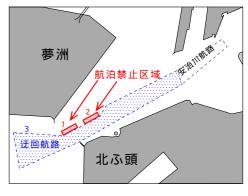
航行制限事項 内港航路を通航しようとする雑種船以外の船舶は、迂回航路を通航しなければ ならない。

> ただし、海難を避けようとする場合、その他やむを得ない事由のある場合を除き、 次に掲げる事項に従うこと

- ・迂回航路では、投錨し、又はえい航している船舶を放してはならない
- ・迂回航路外から迂回航路に入り、又は迂回航路から迂回航路外に出ようとする 船舶は、迂回航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない
- ・船舶は、迂回航路内においては、並列して航行してはならない
- ・船舶は、迂回航路内において、他の船舶と行き会うときは、 右側を航行しなければならない
- ・船舶は、迂回航路内においては、他の船舶を追い越してはならない

海 図 W123(JP共)

出 所 大阪港長公示第19-5号(19.8.10)



19年726項 大阪港 - 内港航路及び付近 重量物撤去作業等

潜水作業を伴う起重機船による重量物の撤去及び仮置き作業が実施される。

期 間 平成19年8月30日~9月7日(予備8日~28日)の日出~日没

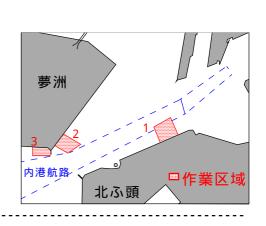
区域 1 4地点により囲まれる区域(ケーソン仮置場撤去作業)

- (1) 34-38-33N 135-24-37E(岸線上)
- (2) 34-38-41N 135-24-32E
- (3) 34-38-47N 135-24-46E
- (4) 34-38-38N 135-24-50E(岸線上)
- 区域 2 4地点により囲まれる区域(シンカー撤去作業)
 - (1) 34-38-40N 135-23-44E(岸線上)
 - (2) 34-38-33N 135-23-53E
 - (3) 34-38-29N 135-23-42E
 - (4) 34-38-33N 135-23-36E(岸線上)
- 区域3 5地点により囲まれる区域(仮置き作業)
 - (1) 34-38-32N 135-23-31E(岸線上)
 - (2) 34-38-31N 135-23-34E(岸線上)
 - (3) 34-38-28N 135-23-34E
 - (4) 34-38-29N 135-23-22E
 - (5) 34-38-33N 135-23-22E(岸線上)

備 考 水深14mの可航幅は350m以上確保されている。

海 図 W123(JP共)

出 所 大阪港長



3 2 号 - 7 - 3 2 号

19年727項 大阪港 - 内港航路付近 潜水調査

潜水士による磁気探査が実施される。

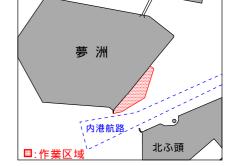
期 間 平成19年8月27日~9月23日(予備24日~10月8日)の日出~日没

区 域 6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-38-53N 135-23-56E
- (2) 34-38-52N 135-23-58E
- (3) 34-38-37N 135-23-55E
- (4) 34-38-30N 135-23-39E
- (5) 34-38-29N 135-23-34E (防波堤先端)
- (6) 34-38-30N 135-23-34E (岸線角)

海 図 W123(JP共)

出 所 大阪港長



19年728項 尼崎西宮芦屋港及び大阪港付近 観測機器設置

淀川河口付近に流速計が設置される。

期 間 平成19年9月6日~27日(予備日含む)

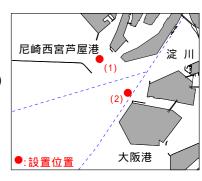
位 置 下記各位置付近

- (1) 34-40-46N 135-21-50E(西宮鳴尾灯浮標に係留)
- (2) 34-39-47N 135-22-45E(大阪北港第1号灯浮標に係留)

備考流速計設置位置を白赤白旗及び黄色灯付浮標で表示

海 図 W123(JP共)-W1107(JP共)

出 所 五本部海洋情報部



19年729項 尼崎西宮芦屋港 - 第1区 掘下げ作業

尼崎沖埋立処分場南西方において、掘下げ作業が実施される。

期 間 平成19年9月3日~10月31日までの日出~日没

区 域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-40-31N 135-22-07E
- (2) 34-40-27N 135-22-02E
- (3) 34-40-31N 135-21-56E
- (4) 34-40-36N 135-22-02E

海 図 W1107(JP共) 出 所 尼崎西宮芦屋港長



19年730項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 小型船舶実技講習

甲子園浜南東側前面において小型船舶操縦士実技講習が実施される。

期 間 平成19年9月1日~30日(火曜を除く。予備日含む)

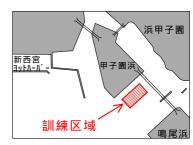
₯0900 ~ 1630

区 域 34-42.2N 135-21.1E付近(付図参照)

標 識 区域内に浮標を3基設置

海 図 W1107(JP共)

出 所 尼崎西宮芦屋港長



19年731項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 小型船舶実技講習

西宮浜北東方において小型船舶操縦士実技講習が実施される。

期 間 平成19年9月1日~30日の0900~1630

区 域 34-43-17N 135-20-22E付近(付図参照)

備 考 区域内に浮標を3基設置

海 図 W1107(JP共)

出 所 尼崎西宮芦屋港長



3 2 号 _ 8 - 3 2 号

19年732項

尼崎西宮芦屋港 - 第2区 ヨット講習会

新西宮ヨットハーバー前面海域においてディンギー型ヨット3艇によるヨット講習会が実施される。

期 間 平成19年9月8日の1000~1600

区 域 34-42-17N 135-19-41Eを中心とする半径300mの円内

標 識 区域内にコースを示す浮標を3基設置

海 図 W1107(JP共)

出 所 尼崎西宮芦屋港長



19年733項

尼崎西宮芦屋港 - 第2区 ヨットレース

西宮防波堤北方においてディンギーヨット(約20艇)によるヨットレースが実施される。

期 間 平成19年9月1日0930~1700、2日0930~1600

区 域 34-41-37N 135-18-58Eを中心とする半径700mの円内

備 考 区域内にコースを示す浮標を4基設置

海 図 W1107(JP共)-W101A(JP共)

出 所 尼崎西宮芦屋港長



19年734項

尼崎西宮芦屋港 - 第3区 ヨットレース

西宮防波堤南側においてクルーザーヨット(約15艇)によるヨットレースが実施される。

期 間 平成19年9月1日、2日の1000~1700

区 域 5地点により囲まれる区域

(1) 34-40-18N 135-21-32E

(2) 34-39-48N 135-20-52E

(3) 34-39-17N 135-18-50E

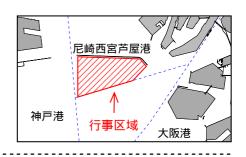
(4) 34-40-35N 135-18-50E

(5) 34-40-31N 135-21-15E

備 考 区域内にコースを示す浮標を2基設置

海 図 W1107(JP共)-W1103(JP共)

出 所 尼崎西宮芦屋港長



19年735項

神戸港 - 第1区 航泊禁止

三菱重工業神戸造船所第3船台前面海域において、新造船(74,700トン、長さ300m)

の進水に伴い一般船舶の航泊が禁止される。

期 間 平成19年9月8日(予備 9日)の0850~0920

区 域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

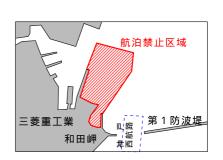
- (1) 34-39-34N 135-11-03E(第3岸壁北西端)
- (2) 34-39-45N 135-11-07E
- (3) 34-39-42N 135-11-21E
- (4) 34-39-36N 135-11-20E
- (5) 34-39-22N 135-11-10E(第5岸壁北東端)

標 識 上記区域を赤旗7本で表示

備 考 荒天等により作業が実施できない場合は、航泊禁止は 解除される

海 図 W101A(JP共)-W101B(JP共)

出 所 神戸港長公示第19-9号(19.8.23)



19年736項

淡路島 - 浦港南方 観測機器設置作業

仮屋磁気測定所前面において潜水作業を伴う磁気検知器の設置作業が実施される。

平成19年8月27日~11月10日(予備11日~30日)の日出~日没

区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-31-57N 134-59-36E(岸線上)
- (2) 34-31-57N 135-00-15E
- (3) 34-31-41N 135-00-15E
- (4) 34-31-41N 134-59-36E(岸線上)

W131(JP共) 海 図

出所 神戸海上保安部

19年737項 淡路島 - 洲本港 灯台光達距離等変更

五管区水路通報19年30号685項削除

洲本港北防波堤灯台(灯台表第1巻3690.2)(34-21.0N 134-54.1E)の光達距離及び高さが 変更された。

光達距離 新) 5.0海里

旧) 9.5海里

さ 新) 14m 高

旧) 13m

W1149(洲本港)-W150A(JP共)-W106(JP共) 海 义

五本部交通部

19年738項 神戸港西方至る東播磨港東部 水路測量

付図に示す区域において水路測量が実施される。

期間 平成19年9月3日~10月10日

 $\overline{\mathsf{X}}$ 域 付図に示す区域

標識 測量船は白紅白の燕尾旗を掲揚

海 図 W131(JP共)-W106(JP共)

五本部海洋情報部 出所



19年739項 姫路港 - 八木港南方 ヨットレース

ヨットレースが実施される。

期間 平成19年9月2日の0900~1530

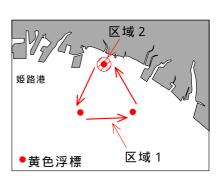
区 域 1、クルーザーヨット(15艇)によるヨットレース 下記3地点を結ぶ線上付近

- (1) 34-45.7N 134-43.3E
- (2) 34-43.5N 134-42.0E (3) 34-43.6N 134-45.0E
- 2、ディンギーヨット(5艇)によるヨットレース 34-45.7N 134-43.3Eを中心とする半径600メートル の円内

コースを明示する黄色円筒形浮標を3基設置

W 1 1 1 3 海 図

出所 姫路海上保安部



19年740項 家島諸島 - 男鹿島南東方 魚礁設置作業

魚礁設置作業が実施される。

期間 平成19年9月3日~10月20日までの日出~日没まで

区域 下記4地点により囲まれる区域

- (1) 34-39-01N 134-35-24E
- (2) 34-39-01N 134-35-34E
- (3) 34-38-51N 135-35-34E
- (4) 34-38-51N 135-35-24E

沈設物 自然石42,000立方メートル

海図 W 1 1 1 3

出 所 姫路海上保安部



3 2号 3 2 号 - 10 -

家島諸島 - 男鹿島至る家島 遠泳大会 19年741項

男鹿島、家島間において遠泳大会が実施される。

平成19年9月2日の1030~1230

区域 付図に示す区域

標識 区域内にコースを示す黄色俵型浮標を9基設置

海 図 W 1 1 1 3

出所 姫路海上保安部



19年742項 四国南岸 - 甲浦港南西方 水路測量

松ヶ鼻南西方において水路測量が実施される。

平成19年9月1日~30日のうち2日間

区域 33-30.4N 134-16.5E付近

標識 測量船は白紅白の燕尾旗を掲揚

海 図 W77(JP共)-W108

五本部海洋情報部 出所

四国南岸 - 室戸岬北西方 水路測量 19年743項

行当埼東方において水路測量が実施される。

平成19年9月1日~30日のうち5日間

区域 33-17.8N 134-08.3E付近

備考 測量船は白紅白の燕尾旗を掲揚

海図 W 1 0 8

出所 五本部海洋情報部

	19年	F744項	海図改版					
	番号		図名	縮尺1:	刊行年月	図積	価格(税込)	
	W 7 7 紀伊水道及付近		紀伊水道及付近	200,000	2007-8	全	3,360円	
			(分図)日高港	20,000				
JΡ		7 7	Kii Suido and Approaches	200,000	2007-8	全	3,360円	
	Plan:Hidaka Ko		20,000					
	W 9 3	3	大王埼至潮岬	200,000	2007-8	全	3,360円	
			(分図)木本港付近	70,000				
	JPS	3	Daio Saki to Shio-no-Misaki	200,000	2007-8	全	3,360円	
			Plan:Approaches to	70,000				
			Kimoto Ko					
	W 1 C	8 (室戸岬至足摺岬	200,000	2007-8	全	3,360円	
			(分図)上川口港	10,000				
J	P 1 0	8 (Muroto Saki to	200,000	2007-8	全	3,360円	
			Ashizuri Misaki					
			Plan:Kami-kawaguchi Ko	10,000				
	W 1 5	5 1	豊後水道	125,000	2007-8	全	3,360円	
J	P 1 5	5 1	Bungo Suido	125,000	2007-8	全	3,360円	
	備	(2003年4月刊行)、						
	JP93(2004年10月刊行)、W108(2004年3月刊行)、W151(2001年2月刊行)、JP151(2005年							
		9月刊行)は廃版とする。						
	出	所	海上保安庁水路通報19年33号(19.8.17)				